

平成 23 年 3 月 31 日

厚生年金基金加入事業所 様

日本鉄リサイクル工業厚生年金基金
理 事 長 山 内 正 克

東北関東大震災に伴う厚生年金基金の対応について（その 2）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した大地震による被災者の皆様、及びご関係者の皆様には衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、このたび震災に伴う当厚生年金基金の掛金納付について、下記のとおり取り扱うことと致しましたので、ご案内申し上げます。

記

1、掛金の納付期限延長について

東北関東大震災による被害に対応するため、厚生労働省からの通知に基づき次の①、②のいずれにも該当する掛金については、その納付期限を延長することと致します。

①平成 23 年 3 月 11 日以降に納付期限が到来するもの

②次の地域に所在地を有する事業所が納付するもの

（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）

※対象地域については今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととされています。

なお、延長後の納付期限は、「災害がやんだ日」から 2 ヶ月以内の日となりますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととされておりますので、後日お知らせいたします。

また、納入告知書に記載されている納付期限については、都合上延長される前の本来の納付期限の年月日が記載されますので、延長後の納付期限の年月日にお読み替えてください。

口座振替につきましては、納付期限が延長された掛金についても、都合上通常の予定通り毎月 28 日に引落しさせて頂くこととなります。

口座振替停止ご希望の際は、お早めに当厚生年金基金までご連絡をお願いいたします。

2、納付の猶予について

1の延長後の納付期限までに掛金を納付頂くこととなりますが、引き続き掛金の納付が困難である場合などにおいては、更に納付の猶予を受けることができます。

厚生労働省における厚生年金保険料等の納付の猶予について具体的な取り扱いを定めた通知が発出されますので、当厚生年金基金においてもこれに準じて取り扱うことといたします。

事業主の方の申請に基づき猶予を受けることとなりますので、納付猶予の申請、またはご相談等については当厚生年金基金までご連絡を下さるようお願いいたします。

以上

【お問い合わせ先】

日本鉄リサイクル工業厚生年金基金
〒111-0051 東京都台東区蔵前 1-7-7
アイランドビル 8階
事務局 TEL 03-5687-8956
FAX 03-5687-8958